

# これからの介護保険は みんなが元気に過ごすこと

これまでの介護保険制度は介護が必要な人への介護サービスに重点が置かれていました。これからは介護サービスに加え、元気な人がなるべく要介護状態にならないように、また介護が必要な人には重度化を防ぐように「介護予防」に重点を置いた取り組みが始まります。

## 予防重視への転換

介護保険制度はみんなで支え合う制度です。しかし、利用者は増え続け、このままでは支えきれない状況になってきています。今回の改正のポイントの一つは

「介護予防給付」。従来の介護が必要な人へのサービス（介護サービス）に加え、介護予防の観点からサービス（介護予防サービス）を行う要介護者を減らしていくこととするものです。左表をご覧ください。介護予防給付の対象となる人は、比較的状态が軽く、心身の機能維持や改善が見込める「要支援」の方です。今回の見直しで「要支援」の区分は要支援1と2の二つになりました。現在、「要介護1」の人の一部は「要支援2」に移行し、介護予防サービスの対象になる人もいます。

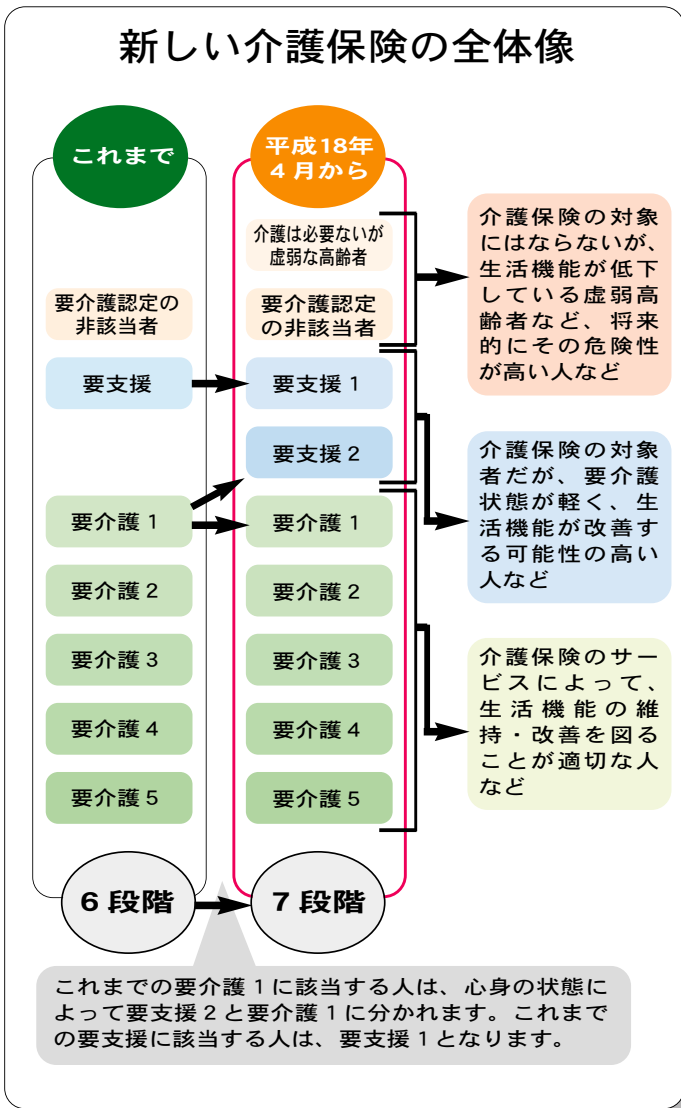
## 地域密着型サービス

改正ポイントの二つ目は、住み慣れた地域で高齢者の暮らしを支える新しいしくみ「地域密着型サービス」が導入されます。

要介護認定の結果、「自立」と判定された人や要介護状態になるおそれのある人に対して、村では介護予防事業を提供します。「地域支援事業」というお年寄りの皆さんの自立を支えるもう一つの大きな柱です。事業の内容は①運動機能の向上②栄養改善③口腔機能の向上④閉じこもり予防⑤認知症予防⑥うつ予防——など地域の実情に合わせて行われます。

また、地域包括支援センター（在宅介護支援センター内）が4月から設置され、要支援1・2の人の介護予防ケアマネジメントや地域支援事業などにより、介護予防を推進します。

## 新しい介護保険の全体像



介護予防とは、介護が必要な状態にならないように心身の衰えを予防したり、回復したりする取り組みです。それには①活動的な暮らしで老化を遅らせる②運動などで身体機能を維持・増進する③大病やけがを予防する——ことが重要です。サービスは、デイサービス（通所介護）で①運動機能の向上②栄養改善③口腔機能の向上——などが選択できるようにになりました。